

諮問の主旨

新居浜市水道事業は、市民生活や産業活動を支える重要なライフラインとして、安全でおいしい水道水の安定供給に努めてまいりました。また、新居浜市公共下水道事業は、欠かすことのできない重要な社会基盤として、生活環境の向上や浸水被害の軽減などに重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年は人口減少等による水需要の低迷に伴い収入が減少する一方で、多くの水道及び下水道施設が老朽化しており、更新や耐震化などに多額の投資が必要となっております。そのため、令和3年度に本審議会を開催し、水道料金及び下水道使用料の見直しについて審議を重ねていただき、その答申を踏まえ令和4年10月分より料金改定を実施しております。

なお、水道料金は平成9年以来、下水道使用料は平成22年以来の見直しで、長期間据え置かれていたことから、今後は、経営状況や社会情勢の変化を踏まえ、4年に一度、改定の必要性を検証することとしており、本年度は、その検証の年にあたります。

前回の見直し以降、物価高騰や労務単価の上昇に伴い、事業コストが大幅に増加しております。加えて、令和6年1月の能登半島地震では、長期にわたる断水や下水道施設の機能停止など甚大な被害が発生し、また近年は老朽化した水道管や下水道管が原因とされる道路陥没事故等も多発していることから、全国的に老朽化対策や耐震化への対応が急務となっております。

さらに、公共下水道事業においては、「雨水公費、汚水私費」の原則のもと、汚水処理費は利用者からの下水道使用料で賄うとされていますが、保有する膨大な施設の維持管理費用や更新費用などにより、今後、多額の費用負担が予想される中で、汚水処理費において一般会計からの補てんに依存していることが課題となっております。

つきましては、本市におきましても、こうした状況を踏まえ、将来にわたり安定的に経営していくためには経営基盤の強化が不可欠であると認識しております。そこで「将来にわたり持続可能な水道事業を支えるための水道料金の在り方」及び「将来にわたり持続可能な公共下水道事業を支えるための下水道使用料の在り方」について、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問申し上げます。